

Society 5.0 の実現に向けたマイナンバーカードの利用促進に関する提言

マイナンバーカードは Society 5.0 時代の必須ツールであり、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の構築に向け、国民・市民生活に大きなメリットをもたらす機能の充実が図られつつある。

特に、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」に係る特別定額給付金の申請に当たっては、マイナンバーカードを利用したオンライン申請が可能となったところである。

マイナンバーカードの普及・活用に向け、国においては、マイナンバーカードを活用した各種カード等のデジタル化等や消費活性化策などの取組、令和 3 年 3 月からの「健康保険証」としての利用開始など、利活用シーンの拡大に向けた取組により、令和 4 年度末には「ほとんどの住民がカードを保有」することを想定した交付枚数スケジュールが決定されているところである。

Society 5.0 の実現に向け、都道府県はじめ自治体においてマイナンバーカードの更なる取得を推進できるよう、国においては、次の事項について積極的に取り組まれることを強く要請する。

- 1 今後、マイナンバーカードの交付申請の急激な増加が見込まれるが、国においては、発行窓口となる市区町村に対して、交付申請の増加に対応できるよう、情報提供などの一層のフォローアップを行うとともに、必要な体制整備や設備の充実などについて、引き続き十分な財政措置を講じること。
- 2 マイナンバーカードを活用した消費活性化策のために構築される官民共同利用型キャッシュレス決済基盤については、当該事業の後も、地方公共団体の施策において活用が期待されることから、地方公共団体が柔軟な施策を展開できるよう、自治体ポイント及びマイナポイントの位置付け等を整理し、利用しやすい仕組みとするとともに、地方の意見を十分に聴いた上で必要な支援を講じること。
- 3 特別定額給付金での活用に当たり明らかとなった課題を改善の上、今後、住民サービスのさらなる向上に向け、マイナンバーを活用する事務を拡大するとともに、その利便性について広く国民に周知すること。

令和 2 年 6 月 4 日